



市政記者クラブ加盟社 各位

戸籍証明書のコンビニ交付サービスに係る障害 について

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスにおいて、システム障害が発生し、サービスの一部を停止しておりますので、その内容についてお知らせいたします。

1 概要

コンビニ交付サービスにおいて、戸籍証明書に使用している文字が正しく表示されない事象が生じたことから、令和4年6月9日（木）15：20 から戸籍証明、戸籍の附票の取得、本籍地登録の手続きを停止しているものです。

2 システム障害確認の契機

令和4年6月9日（木）14：30 他市町村の職員より連絡があり、コンビニ交付サービスで取得した本市が本籍の戸籍証明書（全部事項証明書）について、表記されている文字が正しく表示されていないとの指摘があり、判明したものです。

3 システム障害発生の原因

令和4年6月10日（金）12：00 現在、原因及び影響範囲の特定には至っておりません。
戸籍システムサーバ上のデータ及びコンビニ交付に関する設定等には問題がないことを確認しており、システムメーカー及びシステムベンダーにより、原因の調査中です。

4 システム復旧の目途

原因判明後、システムメーカーが提供するシステム修正ファイルによる戸籍システムサーバOSへの修正作業を検討しており、来週中のサービス再開を目指し、検証作業等を行っております。

5 対象者への対応

当該戸籍の対象者に対し、謝罪と説明を行い、正しい戸籍証明書を差し替えて交付いたしました。

問合せ先：市民部市民登録課長 佐藤 正典
TEL：019-626-7501